VI 東日本大震災津波の例等

東日本大震災津波から残された課題

出典:東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録

第1節 今後起こりうる巨大災害において災害廃棄物処理を迅速かつ適切に行うための情報 や考え方

- I 発災に備えて講じておくべきこと
 - 1 発災直後の初動対応の手順等の整理

国と災害廃棄物処理の初動対応を行う都道府県、市町村等にあっては、発災後2~ 3週間程度の混乱期において適切に対処できるよう、体制、ルール等をあらかじめ準 備しておくことが非常に重要である。

(1) **初動業務の体制整備**【国、地方公共団体、関係団体等】(第2章第1節) **災害対応特有の業務**(①救助→②災害廃棄物処理) **と通常の廃棄物処理**(し尿や 生活ごみの処理) **が同時に発生し業務に混乱をきたした**。

ついては、これらを**当初から並行して手際よく行えるよう、事前に体制、ルール 等を整備しておく必要が**ある。また、これらについて、定期的に想定して訓練して おくことが必要である。

(2) **し尿や生活ごみの収集・運搬の体制整備**【地方公共団体、関係団体等】(第2章 第2節)

し尿や生活ごみは災害由来ではなく、初動時期においても常時発生し、安定かつ継続した処理が不可欠であったが、し尿処理施設が被災した地域にあっては、被災施設の貯留(中継)施設を活用し、し尿を中・大型車両等に積み替えして、他施設に搬出して適正に処理した。

そこで、当初からこうした対応がスムーズにできるよう**近隣の施設に運搬できる 体制整備が必要**である。

(3) **道路啓開業務等における横断的な連携**【国、地方公共団体、関係団体等】(第2章 第3節)

被災直後の道路啓開はライフライン復旧の基本であり、発災直後の混乱期は所管 を越えた連携が不可欠であった。

そこで、災害廃棄物処理の計画策定の段階から、**国・県・市町村といった枠組みを越えた連携を前提とした体制を構築するとともに、定期的にその体制等の見直しが必要である**。

(4) **自衛隊や自治体、関係業界等との連携** 【国、地方公共団体、関係団体等】(第2章 第1節、第3節及び第5節)

災害廃棄物の撤去に当たっては、人命救助や道路啓開等を行っている自衛隊との 連携が有効であった。

そこで、防災訓練や図上訓練の中で自衛隊と自治体等が連携し、**人命救助等と一体となった道路啓開等を通じ、**災害廃棄物の撤去を含めた**災害時の活動内容、方法、** 手順等を協議しておくことが必要である。 また、自治体間の相互協定に加え、本県が県建設業協会、県産業廃棄物協会及び県環境整備事業協同組合と締結した協定が機能し、素早い協力体制がとれた。

そこで、この連携体制をより堅固にしながら範囲を拡大するとともに、**市町村においてもこれらの業界団体と協定を締結**するなど、**市町村または地区単位における機動的な連携体制を構築**する必要がある。

(5) 私的財産の解体や撤去と財産権との調整 【国】(第3章第2節及び第14節)

被災家屋の解体及び被災自動車の撤去並びにそれらの処分の際に、所有者の意向 確認の手続きが必要であった。

そこで、所有権者等の意向を確認している暇がない場合やそもそも不明な場合の際に、どこまで処分等を講じることができるか、いかなる手続きを踏めばよいか等を国レベルで整理しておくべきである。

(6)特例措置等の早期の対応【国】(第2章第6節)

東日本大震災津波レベルの災害廃棄物の迅速かつ適切な処理には、**今般措置された再委託の禁止や特例届出等の緩和、海洋投入許可等の特例は不可欠**であるが、この度の災害廃棄物の処理にあたっては、これらの措置が迅速に行えず苦慮した。

平成 25 年に改正された災害対策基本法で同様の効果は期待できるが、**発災後すこしでも早くこうした措置に対応できるようにしておく必要がある**と思われる。

2 推計量の算出方法と体積での管理の追加【国、地方公共団体、学界、関係団体等】(第 2章第8節)

災害廃棄物の種類及び量の把握は適切かつ迅速な処理の基本であり、その処理計画 の策定、予算確保、現場管理等のため重要である。

しかし、災害廃棄物の性状は発生状況や保管状況によってさまざまであったこと、 含水量等によって比重が変化したこと、体積上は処理が進んでも重量上は進まず、処 理現場における処理の進捗の実感とかけ離れていたことなどの課題があり、その推計 量を頻繁に修正しながら対応した。

ついては、かかる労力を軽減し、スムーズに処理を進められるよう**精度と効率を兼 ね備えた推計方法の確立に加え、**進捗管理のため**随時推計することが必要**である。

また、仮置き、中間処理、最終処分等の各段階において、重量と体積による管理を 適宜使用する例も多かったことから、災害廃棄物の処理に当たり、必要に応じ、両者 を管理指標とするとともに、平常時から併用できるようにしておくことが望ましい。

- 3 柔軟かつ適切な財源措置【国】(第2章第7節)
- (1) 国による災害実地調査は柔軟であった。しかし、**実地調査後に**新たな被災内容が 判明することも多く、事業内容の変更協議に伴う事務作業が発生した。

ついては、国においては事業内容の変更があることを念頭に、災害実地調査結果 を必要に応じ速やかに修正できるような仕組みを作っておく必要があると思われる。 (2) **国庫補助事業には災害廃棄物処理を想定した積算基準**が存在せず、類似のものを 代用して対応に苦慮した。

ついては、大規模災害にも適用できるような**災害廃棄物処理の積算基準を整備す べきである**と思われる。

4 人員の確保【国、地方公共団体】(第2章第4節)

膨大かつ多様な内容や性状の災害廃棄物を迅速に処理するにあたり、**廃棄物処理の** ノウハウを有する自治体からの(応援)職員派遣には非常に助けられた。

しかし、処理終了までは慢性的に**人員が不足**した。一方で派遣する側の自治体等も 厳しい定員状況のなかで派遣の継続が困難になる場合もあったと聞いている。

そこで、民間職員による応援等も幅広くできるような手法も検討する必要がある。

5 **処理先確保につながる多方面の団体等との日常的な連携** 【国、地方公共団体】(第2 章第5節)

膨大かつ多様な内容や性状の災害廃棄物を迅速に処理するには、**多方面かつ多様な 処理先を確保**することが必要であり、**そのためには関係機関との日常的な連携と相互 理解が必要**である。

そこで、災害廃棄物処理に関係する機関(市町村・国・県、産業廃棄物協会等)で 構成する対策協議会、県内市町村等で構成する市町村清掃協議会、広域処理自治体と の会議等を通じてあらかじめ相互連携を図っておく必要がある。

6 一定の災害廃棄物を処理し得る処理施設の整備【国、地方公共団体】(第3章第1節) 本県は、既存の県内の処理施設を最大限活用したのに加え、仮設焼却炉における処 理や広域処理の実施により目標であった平成26年3月末までの処理が終了できた。

しかし、処理先の調整は最後まで労力を要したことから、あらかじめ**災害廃棄物の** 処理を想定した廃棄物処理施設整備が必要である。

そこで、その一つとして、公共関与型施設の設置についても検討できる。そのための財源措置の充実も不可欠であると思われる。

7 迅速かつ環境負荷が低い処理の実現のための先端技術の活用とリサイクルの推進、 それを支える産学官の連携【国、地方公共団体、学界、関係団体等】(第3章第1節) 災害廃棄物は一度に膨大な量が発生し、多種多様な物質が混在しており、これらを 迅速かつ適正に処理する必要がある。

そこで、処理先の受入条件に合致させるための破砕・選別、除塩等の**先端技術の活用** と、埋立が不要で環境負荷の低い**リサイクルを中心とした処理が必要**であり、そのための技術開発と安全性を担保する仕組みも必要であると思われる。それを支えるには、産(民間)、学(大学等、研究機関)、官(国及び自治体)の緊密な連携が不可欠である。

特にも、処理先の調整に苦慮した柱材・角材等について、よりリサイクル処理を進めていくためには、**国があらかじめ全国のリサイクル施設の処理施設の状況を把握して一元的に処理できるしくみを作ることが必要**と思われる。

8 公共(用)施設の解体【国】(第3章第2節)

(1)解体工事費の適用範囲

津波で被災した建物は、流出等がなくても建物としての機能が損なわれている場合が多い。

そこで、国庫補助要綱上算定基準の定めのない**委託料や処理・処分費での解体撤去を認めるよう制度の改正が必要**と思われる。

また、被災し損壊している時点で、**工作物であっても災害廃棄物であることから、 一括して補助対象として認められるよう制度の拡充が必要**と思われる。

(2)解体工事の主体の整理

国庫補助金の申請主体は市町村とされていたことから、県有施設の解体も市町村事業として計上する必要があった。このため、地方自治法の規定により県に事務の委託をしている市町村であっても、県有施設の解体は市町村が行った。

ついては、県有施設の場合は、県が解体できるよう制度改正が必要と思われる。

(3)解体工事の実施時期

被災建物の数は膨大であったが、当初、被災建物の解体は平成23年度中に解体する こととされたため、工事計画等に無理が生じた。その結果、積算内容の変更等につい て協議を重ねることとなり事務の負担となった。

そこで、現地での災害廃棄物処理の進捗状況に応じ市町村等の判断で解体時期が決められるよう制度改正が必要と思われる。

9 仮置場の迅速かつ柔軟な設置等 【国、地方公共団体】(第3章第4節)

(1) 仮置場の設置計画

災害に備えて、市町村が仮置場の位置を事前に選定するにあたっては、各市町村に おいて、**公有地を中心にリスト化する必要**があると思われる。

そこで、リスト化した公有地等について、実際に使用した後に土壌汚染が発覚した際の原因分析が可能となるよう、事前に土壌分析をすることが望ましい。

また、市町村単独で仮置場の確保が困難となった事例が生じたことからも、**事前に 近隣市町村と連携し、地域として対応する体制の検討**が必要である。

なお、**農地を仮置場として使用することは、原状復旧の困難さから、避ける**ことが 望ましい。

(2) 仮置場の管理・運営

仮置場の管理・運営等にあたっては、公有地を管理する国や県及び市町村との連携 に加え、仮置きした廃棄物の移動を想定して重機、トラックを手配する建設業協会等 との連携が必要である。

10 他の復興事業との調整

被災地においては災害廃棄物処理と並行して、各分野の復興・復旧事業が進められるため、**必要な重機等の機材や作業員が確保できない場合も少なくなかった**。

そこで、災害廃棄物処理にとどまらず、**他の復興・復旧事業もあわせた全体的な視点から工事調整を行う**必要があることを意識しておくことが大切である。

- 11 災害廃棄物の発生量や質に応じた迅速な処理等に向けた国を挙げての連携と制度整備【国】(第2章第5節、第6節)
 - (1) 災害廃棄物の処理責任の明確化等

東日本大震災における災害廃棄物の処理に当たっては、国が前面に立ち、マスタープランの作成、財政措置、広域処理の調整、処理の特例措置等を講じたところであり、 3年間で処理を終了したところである。

しかし、東日本大震災津波と同様のレベルの大規模災害が発生した際に、当該処理 が当初より迅速かつ適切に行えることが必要である。

ついては、あらかじめ国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、連携した体制 を構築しておく必要がある。

- ① 現在、廃棄物処理法において災害廃棄物は原則一般廃棄物に分類されているが、 東日本大震災津波のように、住民のみならず市町村行政庁自体も被災し、数多くの 職員を失ったような場合には、**災害廃棄物の処理責任の所在を国とし、国が前面に** 立って全体的な調整を行う必要があると思われる。
- ② 災害廃棄物の発生状況や処理の困難度等に応じ、国・県・市町村が相互に連携し、 それぞれの役割を果たせるような制度整備が必要であると思われる。地方自治法に 基づき市町村から県への事務委託を行う場合でも、都道府県と市町村が協議し、必 要に応じ委託した側(市町村側)が当該事務の全部又は一部を行うことができるよ うにする必要があると思われる。
- ③ 一般廃棄物処理施設が中心となって処理しているが、その性状はきわめて産業廃棄物に近いとともに、災害廃棄物を一刻も早く処理し、その後の復興事業等を迅速に進めて行く必要がある。

そこで、東日本大震災と同様のレベルの大規模災害から発生する廃棄物(災害廃棄物)については、廃棄物処理法の特例措置を講ずるまでもなく一般廃棄物処理施設、 産業廃棄物処理施設のどちらでも処理できるようにするため、例えば、廃棄物処理 法において災害廃棄物という区分を設け、前記措置についてもあらかじめ制度化し ておく等の必要があると思われる。

(2) WTO協定手続の適用除外

県がWTO協定手続によって事業を発注した場合、調達手続きに時間を要する状況 にある。

そこで、**災害廃棄物を迅速に処理する必要が認められる際には、**随意契約以外に、 **県が発注者であっても、当該協定の適用外とする制度整備の必要**がある。

Ⅱ 初動時に留意すべきこと

1 各地域の実情に応じ柔軟に対応できる災害廃棄物処理計画の策定等 【国、地方公共 団体】(第2章第9節)

この度の災害廃棄物の処理は未経験だったこともあり、初動から建物解体、災害廃棄物の処理、最後の仮置場の返還に至るまで業務に混乱をきたし、予期せぬ事態が数多く発生した。

しかし、一方で、**災害廃棄物処理計画等の策定に当たっては、大規模災害発生時の これら業務を想定し、最終的な姿を見据えながら、事前に各地域の実情に合った計画** としておく必要がある。

そこで、実施する内容は全体を見渡して定めるが**細部についてはあまり決めきらず、** 計画の修正等が必要な場合、迅速に行えるよう**裁量の余地を広めに残す**など**予期せぬ 事態にも柔軟に対応できる**ようにする必要があると思われる。

Ⅲ 処理時に留意すべきこと

1 施工監理業務の委託 【国、地方公共団体】(第3章第3節)

本県において災害廃棄物処理を進めるにあたり、**専門的な知見を有する施工監理業務受託者を各地区に常駐させ機動的に対応できる体制**を構築することができたことから、県、市町村、処理業者間で**円滑な指示、情報共有が可能**となった。

ついては、被災地の負担を軽減するためにも、厳しい定員状況に対応するためにも、 当該業務の委託は有効であり、制度として取り入れることが必要と思われる。

2 仮置場の迅速かつ柔軟な設置等【国、地方公共団体】(第3章第4節及び第5節)

(1) 仮置場の管理・運営

災害廃棄物の処理を円滑に進めるためには、一次仮置場において、その後の処理を 見据えてリサイクルや粗選別を行うことが重要である。

ついては、一次仮置場は選別を熟知している(産業)廃棄物処理業者に委託すること、 事前に災害廃棄物の処理方針、リサイクルについて決めておき、発災当初から一次仮 置場で災害廃棄物の選別等が行うことができるシステムを構築、検討しておくことが 必要である。

また、一次仮置場における火災発生事例は、その原因が十分な面積の確保ができず 結果として災害廃棄物を高く積み上げたことであったことから、仮置量や仮置期間を 考慮して十分な面積を確保することが必要である。

さらに、一次仮置場と二次仮置場の設置は、災害廃棄物の仮置きによる土壌汚染を 防止するために**遮水シート等により地盤面を保護することが望ましい**。

(2) 復興資材の保管

復興資材は、活用先である復興工事の進捗状況によって、長期間、二次仮置場内に

保管せざるを得ない場合がある、そのストックヤードが確保できない場合、破砕・選 別処理工程に支障をきたすおそれもあった。

ついては、**復興資材の供給先となる工事との調整、別の場所に仮置場所を確保**して おく等の検討が必要である。

3 処理先及び周辺住民の理解と協力を得るための積極的な情報提供や説明 【地方公共 団体】(第3章第15節)

災害廃棄物の発生地域別・種類別のデータや放射性物質濃度の情報等を広く迅速に 公開し、ていねいに説明したところ、当該住民の理解と協力が進み、処理の促進にき わめて有効であった。

ついては、災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、処理施設周辺等の住民の不安を 解消し、理解を得ることが重要である。

第2節 平常時の廃棄物管理の実現に向けた提案

- 1 **廃棄物の数量管理**【国、地方公共団体、学界、関係団体等】(第2章第8節) 前節 I 2と同様であり、事前に検討しておく必要がある。
- 2 本格的なリサイクル推進のための制度整備 【国、地方公共団体、学界、関係団体等】(第 3章第1節)

この度の災害廃棄物の処理にあたっては、概ねリサイクルすることができた(リサイクル率 88%)。しかし、焼却等を行ったものの中でもリサイクルできるものがあった。

リサイクルを本格的に進めるには、奨励・推奨・誘導だけではなく、通常の材料と遜色ない品質を同様のコストで維持確保できる「製造方法」とともに、活用先での安全性を確保するための「活用方法」と双方の技術開発をさらに進める必要があると思われる。 それを支えるためには、これまで以上の産学官の連携とりわけ民間の最先端の技術の

導入が不可欠であり、それらと並行しながら、その安全性を担保する仕組みも必要であると思われる。

事務委託に係る手続きの流れ

出典:東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録

表 2.5.3 事務委託に係る手続きの流れ

市町村 県 ①委託について意向確認 ! 意向確認照会文書送付(~H23.4.8) ②委託依頼(申し出) 委託依頼文書送付(H23.4.8) ③受託について通知 受託通知文書、委託規約(案)、(専決 処分(案)) 参考送付(H23.4.8) ④委託協議する旨議決(又は専決処分) 委託協議を議決(又は専決処分) (H23.4.11) ⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会 議録(専決処分書)送付(H23.4.11) ⑥受託協議する旨議決(又は専決処分) 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提 出、議決(又は専決処分) (H23.4.11) ⑦受託決定通知 決定通知書送付(H23.4.11) ⑧告示依頼 告示依頼書送付(H23.4.11) 100告示 9告示 県報登載 (H23.4.22) ⑪経費に係る協議 経費に係る協議書(案)送付 ①経費に係る協議 経費に係る協議書(押印2部)送付 ③経費に係る協議締結

4)委託協議議決書謄本送付

経費に係る協議書(押印1部)送付、(押1 印1部) 保管 (H23.4.18)

(15)総務大臣への届出

委託規約、県議会議決書謄本、市町村等 議会議決書謄本、県告示送付

※表中の日付は平成23年度に実施したスケジュールの一例である

資料7 県と市町村との間の事務委託における規約

○○○と岩手県との間の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった 廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約

(事務の委託の範囲)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、〇〇 〇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物の処理のうち、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務(以下「委託事務」という。)を岩手県に委託する。

(管理及び執行の方法)

- 第2条 委託事務の管理及び執行については、○○○の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。
- 2 ○○○長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の写しをあらかじめ 岩手県知事に送付するものとする。

(収入金)

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入金は、岩手県の収入とする。

(経費の負担)

- 第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「経費」という。)は、○○○の負担 とし、○○○は、これを岩手県に交付するものとする。
- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、岩手県知事と〇〇〇長が協議して定める。 (予算への計上)
- 第5条 岩手県知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出に関し、岩手県の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(繰越金)

- 第6条 岩手県知事は、各年度において、その委託事務の管理及び執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用することができる。この場合において、岩手県知事は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに○○○長に提出するものとする。
 - (条例等の改正の場合の措置)
- 第7条 委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正したと きは、○○○長は、直ちに岩手県知事に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、岩手県知事と○○ ○長が協議して定める。

資料8 県と市町村との間の事務委託における経費に関する協議書

協議書

- 第1条 この協議書は、「○○○と岩手県との間の平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務委託に関する規約(以下「規約」という。)」第4条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する経費の額及び交付の時期を定めることを目的とする。
- 第2条 規約第4条第2項に規定する○○○の負担する経費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 損壊家屋等の解体に要する経費
 - (2) 規約第1条に定める廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の排出現場における分別に要する経費
 - (3) 災害廃棄物の撤去のための収集運搬に要する経費
 - (4) 災害廃棄物の仮置場の整備又は管理に要する経費
 - (5) 災害廃棄物の仮置場における分別に要する経費
 - (6) 災害廃棄物に関する処理計画の策定に要する経費
 - (7) 災害廃棄物の処分のための収集運搬に要する経費
 - (8) 災害廃棄物の処分(中間処理、最終処分及び再生を含む。)に要する経費
 - (9) その他災害廃棄物の処理に要する経費
- 2 前項各号の経費の額は、○○○が処理実績等に基づき積算し、別途、岩手県が定める 交付期日までに交付するものとする。
- 3 経費の積算に当たり、規約第3条に定める収入金相当額を、○○○の負担する経費から控除するものとする。
- 第3条 この協議書の内容について変更する必要が生じたときはあらためて協議するものとする。
- 第4条 この協議書は、2通作成し、その証として $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 及び岩手県が各1通保管するものとする。

平成23年〇月〇日

岩手県知事 達 増 拓 也

〇〇(市町村)長 〇 〇 〇

東日本大震災津波における被災状況及び災害廃棄物の特徴

出典:東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録

1 津波浸水被害の状況

県沿岸部はリアス海岸―狭い湾が入り組んだ複雑な海岸地形―であり、急な傾斜の山地が海岸にまで迫り少ない平坦地に住宅や産業施設が集中している。

甚大な津波被害が生じた東北・関東地方の太平洋沿岸地域6県を比較すると、最も浸水面積が大きかった宮城県が327 km であるのに対し、地形が急峻な本県の浸水面積は58 km とおよそ6分の1であった。一方で、津波浸水範囲に対する建物用地の割合が最も高く、住宅や産業施設等に由来する災害廃棄物が大量に発生した。



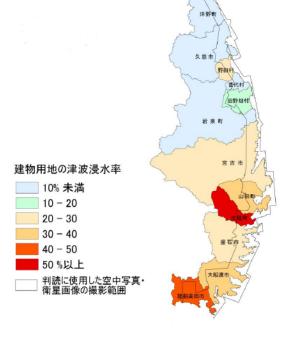


被災前の状況(左:大槌町大槌川河口、右:釜石市須賀地区海岸)。山が海際まで迫り少ない平坦地に住宅や産業施設が密集する。

被災前の状況

津波浸水範囲の土地利用割合

	田	その他の 農用地	森林	建物用地
青森県	3%	2%	10%	10%
岩手県	17%	4%	9%	34%
宮城県	41%	7%	7%	21%
福島県	53%	3%	4%	12%
茨城県	6%	2%	4%	15%
千葉県	21%	6%	12%	15%
6県平均	37%	5%	7%	20%



2 東日本大震災津波の災害廃棄物の特徴

(1) 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物は以下の特徴を有する。

ア 広域的に一度に大量の災害廃棄物が発生したこと

約708kmにも及ぶ本県の海岸線に沿って広範囲に渡り被災した。また、リアス海岸という地形的特徴のため、少ない平坦な地に集中していた家屋等が被災したことから、一度に膨大な量の災害廃棄物が発生した。

一方で、同じく被害が甚大であった宮城県及び福島県と比較すると浸水面積が小さいことから、津波堆積物が災害廃棄物全体に占める割合は小さくなっている。本県の災害廃棄物全体に占める津波堆積物の割合が約28%であるのに対し、宮城県では約41%、福島県では約50%となっている。

イ 津波による被害が大きく、混合状態で塩分等を含んでいること

発生した災害廃棄物のほとんどは津波被害によるものである。その性状は、家屋、自動車等多種多様なものと海底から打ち上げられた土砂分が混合状態となっており、かなりの水分を含んでおり腐敗しやすいものも含まれていた。

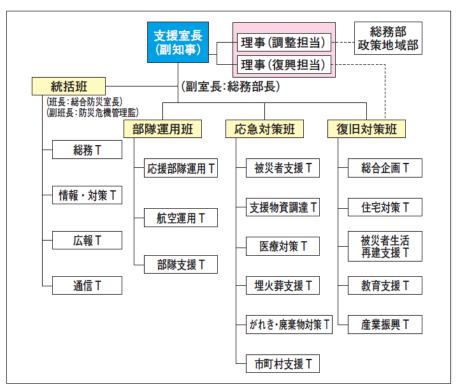
また、海水をかぶっているため塩素濃度が高いことが懸念された。

ウ 放射性物質影響が懸念されたこと

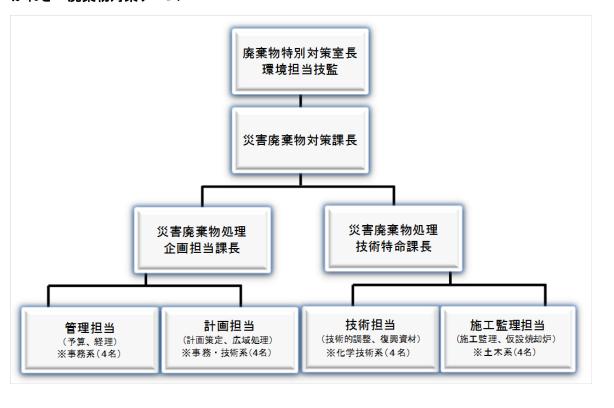
東京電力(株)原子力発電所(以下「原子力発電所」という。)の事故により、災害廃棄物の放射性物質濃度が高くなるなどの影響はほとんどなかった。しかしながら、県内や他県での広域処理を行うにあたって、その地域の住民の安心感の醸成等のため、詳細に放射性物質を測定した。

東日本大震災津波における組織体制

◆ 本部支援室



◆ がれき・廃棄物対策チーム



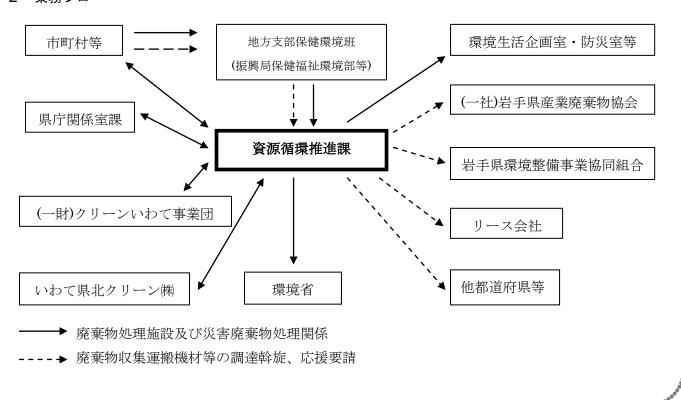
資源循環推進課災害対応マニュアル(抜粋)

出典:資源循環推進課災害対応マニュアル (廃棄物・障害物対策マニュアル H27.4)

1 資源循環推進課各担当の分掌事務

担当	分掌事務		
,	(1) (一社)岩手県産業廃棄物協会への協力要請に関すること。		
	(2) いわてクリーンセンター及びいわて第2クリーンセンターの被害調査及び		
廃棄物対策	応急対策に関すること。		
担当	(3) 災害廃棄物の広域処理体制及び保管場所の確保のための調整に関すること。		
	(4) 災害廃棄物及び災害により生じた障害物の除去及び処理に関すること。		
	(5) その他廃棄物の処理及び清掃に関すること。		
資源循環担 当	(1) 廃棄物処理施設(ごみ処理施設及びし尿処理施設に限る。)の被害調査及び		
	応急対策に関すること。		
	(2) 廃棄物収集運搬用機材及びし尿処理用資機材の調達斡旋に関すること。		
	(3) 災害廃棄物の広域処理体制及び保管場所の確保のための調整に関すること。		
	(4) 岩手県環境整備事業協同組合への協力要請に関すること。		
	(5) 災害廃棄物及び災害により生じた障害物の除去及び処理に関すること。		
	(6) その他廃棄物の処理及び清掃に関すること。		

2 業務フロー



東日本大震災津波における体制

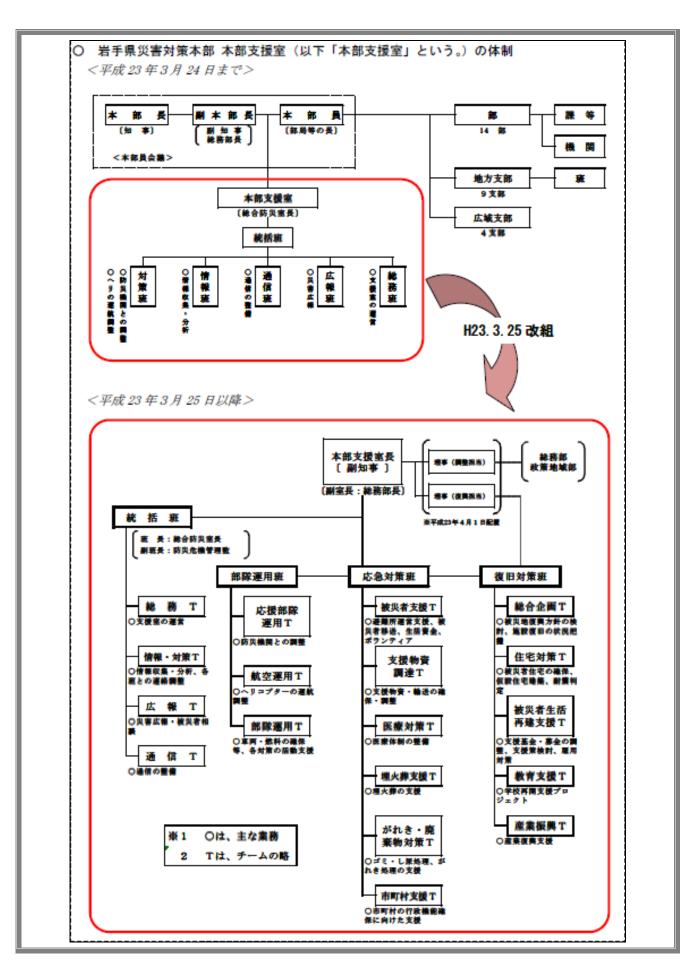
出典:東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書ほか

◆ 岩手県災害対策本部

東日本大震災津波の場合には、県災害対策本部及び本部支援室が発災直後に設置され、第1 回本部員会議が当日15時45分に開催された。本部員会議は発災当日から8月11日まで計49 回開催され、災害対策本部の前には災害対策本部連絡調整会議が開催された。

なお、災害対策本部及び災害対策本部連絡調整会議には、県の他、国、自衛隊、警察、消防 等が含まれている。

平成23年3月25日には、本部支援室の強化が行われ、それまでの5班体制から4班18チーム体制に変更になり、各チームから担当者が出席し、取組現状について情報共有するリエゾン会議(県庁職員のみ)が開催されるようになった。



東日本大震災津波における災害廃棄物処理対策協議会の開催状況等

出典:東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録

◆ 岩手県災害廃棄物処理対策協議会の設立

災害廃棄物の処理について、関係団体の連携・調整組織を設置するよう環境省からの提言を踏まえ、県では国や関連市町村長等を構成員とした岩手県災害廃棄物処理対策協議会を平成23年3月29日に設立した。

国	市町村
復興庁岩手復興局 局長(後日追加)	宮古市 市長
厚生労働省東北厚生局 局長	大船渡市 市長
農林水産省東北農政局 局長	久慈市 市長
林野庁東北森林管理局 局長	陸前高田市 市長
水産庁仙台漁業調整事務所 所長	釜石市 市長
国土交通省東北地方整備局 局長	大槌町 町長
国土交通省東北運輸局 局長	山田町 町長
海上保安庁第二管区保安本部 本部長	岩泉町 町長
環境省東北地方環境事務所 所長	田野畑村 村長
陸上自衛隊 第9師団長	普代村 村長
	野田村 村長
	洋野町 町長
岩手県	関係団体等
岩手県 知事 (座長)	岩手県市町村清掃協議会 会長(盛岡市長)
岩手県環境生活部 部長(副座長)	一般社団法人岩手県建設業協会 会長
岩手県警察本部 本部長	一般社団法人岩手県産業廃棄物協会 会長

◆ 同協議会の開催状況

区分	主な内容
第1回 (H23. 3. 29)	・ 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について ・ 岩手県における震災により発生した災害廃棄物の基本的な考え方につい
第2回 (H23. 6. 20)	・ 東日本大震災津波に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)について ・ 災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱について ・ 岩手県災害廃棄物処理実行計画(案)について
第3回 (H23. 8. 30)	・ 岩手県災害廃棄物処理に係る詳細計画について
第4回 (H24.5.21)	・ 平成23年度における災害廃棄物の進捗状況について・ 岩手県災害廃棄物処理詳細計画の改訂について
第5回 (H25.5.21)	・ 岩手県災害廃棄物処理詳細計画の改訂について

◆ 同協議会での主な発言や要望

≪発言≫

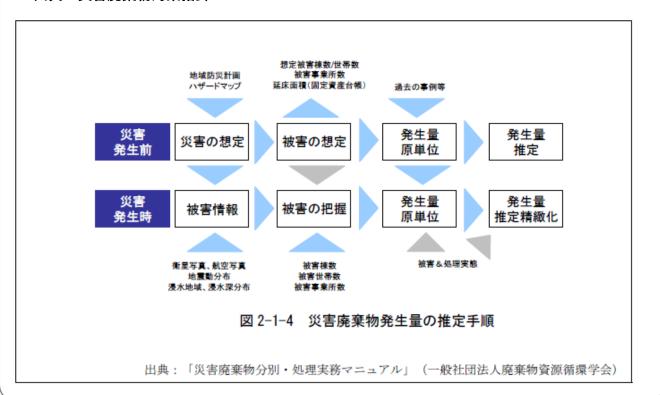
- ・ 仮置場の確保ができない。公道の災害廃棄物撤去だけでも仮置場の容量を上回る。
- ・ リサイクルは必要だとは思うが悠長なことを言っている場合ではない。仮置場と仮設住宅予 定地が重複していることもありスピードが重要である。

≪要望≫

- ・ 広域かつ極めて甚大な震災廃棄物に鑑み、国において財政措置を含めた広域的な廃棄物処理 を構築するよう要望する。
- ・ 廃棄物の区分や許可手続きについて、関係法令の弾力的な運用を要望する。
- ・ 冷凍冷蔵施設に保管していた魚などが腐敗し、悪臭などによる生活環境への影響がでている。 早急に処理する方法を検討願いたい。
- ・ 住民がバラバラに避難しており連絡が取れない、被災家屋等の撤去についてアナウンスを強力にお願いする。

推計手順・推計方法等

出典:災害廃棄物対策指針



出典:災害廃棄物対策指針(参考となる技術資料)

【技1-11-1-1 災害廃棄物(避難所ごみ、し尿を除く)の推計方法】

【技1-11-1-2 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法】

【技1-11-2 災害廃棄物の処理可能量の試算方法】

【技1-20-17 し尿・生活排水の処理】

【技 2-9 一棟当たりの水害廃棄物量】